

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の施行期日を定める規則を
ここに公布する。

平成二十七年八月十三日

広島県知事 湯崎英彦

広島県規則第四十九号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例の施行期日を定
める規則

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例
第四十九号）の施行期日は、平成二十七年十月一日とする。